

山口県報

令和3年
6月25日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....一
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....二
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二
- 公告
 - 令和三年度登録販売者試験の実施(業務課).....二
 - 家畜商講習会の実施(ぶちうまやまぐち推進課).....三
 - 県営石井地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....四
 - 県営小野下地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....四
 - 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
 - 一般競争入札の実施(物品管理課).....四
- 教委公告
 - 一般競争入札の実施.....六
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施.....七
- 漁調委告示
 - 漁業法第二百二十条第一項の規定による指示.....九
- 雑報
 - 県報の正誤(令和三年六月二十二日山口県報).....一〇

山口県告示第二百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、農林業の知と技の拠点施設連携・交流館(仮称)新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 農林業の知と技の拠点施設連携・交流館(仮称)新築工事
- (一) 工事場所 防府市大字牟礼字四ノ長命及び字長命地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
木造	地上二階建				八七三平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和三年六月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの

(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間
令和三年七月十三日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和三年七月二十九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三三三〇)にすること。

山口県告示第二百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
光市光井七丁目二五六四の四及び一五六四の三四	四・〇(五・〇)	四八・〇	令和三年六月、七

山口県告示第二百二十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中
小串交通安全協会 会長 西村修
を
小串交通安全協会 会長 金子一義
に改める。



(一六二) 令和三年度登録販売者試験の実施
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。
令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
令和三年十一月九日(火曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
山口市小郡令和一丁目一番一号
KDDI維新ホール

山口市神田町一番八〇号

パルトピアやまぐち

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和三年八月二日(月曜日)から同月十七日(火曜日)まで(郵送の場合は、八月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

(四) 百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)

六 受験手数料

一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和三年十二月十七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願

書請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇二〇)にすること。

(一六三) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

県内に居住する者であつて、家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 令和三年八月二十三日(月曜日)及び同月二十四日(火曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 防府市牟礼三一八 山口県農林総合技術センター研修館第一研修室

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受験願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼つて、その者の居住地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和三年八月二日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話)〇八三一九三三―三三九五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部によること。

(一六四) 県営石井地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営石井地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営石井地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月二十八日から同年七月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一六五) 県営小野下地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営小野下地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営小野下地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月二十八日から同年七月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一六六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及びUAVレーザ測量)

二 作業の地域

柳井市及び熊毛郡平生町

三 作業の期間

令和二年十月三十日から令和三年五月三十一日まで

(一六七) 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十条第一項の規定による岩国都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画地区計画黒磯いこいと学びの交流テラス地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一六八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 三千台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和四年三月二十五日

(四) 納入場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課ほか二百四十七箇

所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

いずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二

号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

等の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査にお

いて、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札

参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年六月二十五日から同年八月五日までの間のいずれの日においても業務委

託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けてい

ないこと。

三 契約条項を示す場所

四 山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金

額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和三年八月四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年八月五日

午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和三年八月五日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年七月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 3,000 sets

(3) Delivery period: March 25, 2022

(4) Delivery place: Digital Government Promotion Division and 247 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 4, 2021 (If brought in person: 10:00 A.M. August 5, 2021)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量
ファイバーレーザー加工機 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
令和四年三月三十一日

(四) 納入場所
山口県立田布施農工高等学校

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、一般工作機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年六月二十五日から同年八月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

熊毛郡田布施町大字波野一〇一九五番地 山口県立田布施農工高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立田布施農工高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立田布施農工高等学校

(三) 受領期限

令和三年八月十日午後四時五十分(入札書を持参する場合は、令和三年八月十一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

熊毛郡田布施町大字波野一〇一九番地 山口県立田布施農工高等学校応接室

(二) 日時

令和三年八月十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立田布施農工高等学校長 葉山 雅基

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年七月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
(六) 詳細については、山口県立田布施農工高等学校(電話〇八二〇一五二一一一五七)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Tabusenoko High School
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased: A set of Fiber Laser Processing Machine
- (3) Delivery period: March 31, 2022
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Tabusenoko High School
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Tabusenoko High School (Tel. 0820-52-2157)
- (6) Time-limit for tender: 4:50 P.M. August 10, 2021 (If brought in person: 10:00 A.M. August 11, 2021)



山口県公安委員会告示第二十四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和三年六月二十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和三年十月一日(金曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和三年十月三十日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和三年七月二十六日(月曜日) から同月三十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

七 撮影年月日を記入すること。)二枚
受検手数料
一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。
九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和三年十月一日(金曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和三年十月二十三日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和三年七月二十六日(月曜日) から同月三十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
- (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部長生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三三〇一〇）にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年六月二十五日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為（以下「まぐろまきえづり等」という。）は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三二度一三分五一秒の点（日本測地系による位置）にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三二度〇分五一秒の点（日本測地系による位置）にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三二度〇分〇〇秒の点

C 北緯三四度五四分一一秒東経一三二度〇分五一秒の点（日本測地系による位置）にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三二度〇分〇〇秒の点

D 北緯三四度五四分一一秒東経一三二度一三分五一秒の点（日本測地系による位置）にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点

- (二) 一にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三二度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置）にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点 b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点（日本測地系による位置）	

令和三年六月二十五日印刷
令和三年六月二十五日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

<p>系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇九分五〇秒の点)</p> <p>c 北緯三四度五九分一秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点)</p> <p>d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇六分一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇六分一〇秒の点)</p> <p>次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域</p> <p>e 北緯三五度〇〇分一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)</p> <p>f 北緯三四度五八分三二秒東経一三二度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇八分五〇秒の点)</p> <p>g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)</p> <p>h 北緯三四度五八分三二秒東経一三二度〇五分一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇五分一〇秒の点)</p>	<p>令和三年七月一日から同年九月十五日まで</p> <p>令和三年九月十六日から令和四年一月三十一日まで</p>
--	---

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐろまきえづり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認

認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

令和三年七月一日から令和四年六月三十日まで



正 誤

令和三年六月二十二日山口県報

ページ	段	誤	正
一	上	山口県告示第二百十五号	山口県告示第二百十六号
下		山口県告示第二百十六号	山口県告示第二百十七号